

令和5年度（2023年度）くまもと産業復興エキスポに係る台湾インバウンド
旅行商品造成・販売支援補助金交付要項

（趣旨）

第1条 公益社団法人熊本県観光連盟会長（以下「会長」という。）は、台湾からの熊本県内宿泊を伴う旅行商品（以下「熊本旅行商品」という。）を販売する旅行会社に対し、予算の範囲内において、熊本旅行商品（行程内に、令和6年2月28日～29日開催の「くまもと産業復興エキスポ2024」への出展、参加、見学等含むものに限る。）の造成・販売を支援する補助金を交付することとし、その補助金については、本要項に定めるところによる。

（補助対象旅行商品）

第2条 補助金の交付対象となる熊本旅行商品は、台湾から日本への旅行で、かつ熊本県内に有償で宿泊する旅行商品とする。

- 2 前項で定める補助金の交付対象となる熊本旅行は、旅行の行程内で、令和6年2月28日（水）～29日（木）開催の「くまもと産業復興エキスポ2024」への出展、参加、見学等を含み、令和6年（2024年）3月3日（日）までに帰着する旅行商品とする。
- 3 第1項の熊本県内に有償で宿泊する旅行商品とは、旅行の行程内で、旅館業法（昭和23年7月法律第138号）の適用を受ける熊本県内の宿泊施設に2泊以上宿泊する旅行商品とする。
- 4 補助金の申請を行い、交付を受けることができる旅行会社は、第1項で定める旅行商品を旅行参加者に直接販売する旅行会社とする。

（補助額）

第3条 熊本旅行商品の宿泊客（添乗員等の旅行商品を購入しない者は対象としない。）1人当たりの補助額は、次の表のとおりとする。

熊本県内宿泊日数	1人当たり補助額
2泊	6,000円
3泊	15,000円
4泊以上	28,000円

（交付申請）

第4条 補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の書類を、旅行出発日の7日前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) ツアー旅程表

2 前項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

（交付決定）

第5条 会長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項で定める通知は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(変更申請)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、送客人数及び泊数の増加により補助金交付決定額に変更が生じた場合は、補助金変更申請書(様式第3号)を速やかに会長へ提出しなければならない。ただし、補助金額が減額となる場合は、補助金変更申請書(様式第3号)に代えて、第7条に定める実績報告書(様式第5号)により報告するものとする。

- 2 前項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。
- 3 会長は、第1項の補助金変更申請書を受理した場合は、変更内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付の決定を行い、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 4 前項で定める通知は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、次の書類を、旅行完了後、すみやかに会長へ提出しなければならない。最終提出期限は令和6年(2024年)3月8日(金)(必着)までとし、当該期限までに提出がない場合は、補助金を請求する権利を自ら放棄したものとみなす。

(1)実績報告書(様式第5号)

[添付書類]

- ① 宿泊証明書(様式第6号)
- ② ツアー最終旅程表

(2)請求書(様式第7号)

[添付書類]

振込先の口座情報が確認できる書類

- 2 第1項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(交付確定及び交付)

第8条 会長は、前条による補助金の実績報告及び請求があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知し、補助金を交付するものとする。

- 2 前項で定める通知は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(状況報告及び調査)

第9条 会長は、必要に応じて申請者から補助対象旅行商品について報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取り消し、補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付の決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は、変更することができる。既に補助金が交付されているときは、その一部又は全部を返還させることができる。

- (1)申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2)申請、報告事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適当でないと会長が認めたとき

(3)その他、補助金を交付することが適当でないときと会長が認める事由があったとき

(関係書類の保管)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、補助金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に、5年間保管しなければならない。

附 則

この要項は、令和6年(2024年)1月16日から施行する。